

# VONDS市原サッカースクール規約

## 第1条 (名称と所在)

当スクールは、VONDS市原サッカースクールといい、事務局を市原市姉崎海岸23-2姉崎公園内におく。

## 第2条 (目的)

当スクールは、会員及びその父母が、サッカーに対する関心と理解を深めることができる環境をつくるとともに、会員の個性に適した指導により健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## 第3条 (入会資格)

当スクールの趣旨に賛同し、スポーツを行うに適した健康状態であり、親権者の許可を得た者。

## 第4条 (活動日)

あらかじめ決めた曜日、時間に活動する。練習回数は毎月3回以上を目安とし、3ヶ月で最低9回、年度末までで最低30回行う。ただし、悪天候等により中止・変更になることもある。最低回数を下回った場合は、振替日を設ける場合もある。

## 第5条 (入会手続き)

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入、捺印して提出する。

## 第6条 (会費)

第一項 入会費3,300円、年会費5,500円、月会費は各コースで定められた金額とする。

第二項 一旦納入した入会金・会費等の払い戻しはしない。但し、やむを得ない理由と当スクールが認めた場合については、払い戻しを行うこともある。

第三項 会費の納入を3ヶ月以上怠った場合は、活動を停止してもらうこともある。

## 第7条 (会費納入方法)

会費は毎月5日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に当月分会費を契約口座より代金回収にて引落する。残高不足等で引落されなかった場合、会員から本クラブ指定口座へ振込するものとする。尚、その際の手数料は会員が負担する。

## 第8条 (休会・退会)

休会を希望する会員は、前月の末日までに申し出なければならない。また、退会を希望する会員は、前月15日までに申し出なければならない。

#### 第9条（会員の心得）

会員は次のことを守らなければならない。

- イ、秩序、クラブ内の規則、コーチの指示
- ロ、クラブの目的に添うよう努力すること
- ハ、明朗、活発な態度をとること

#### 第10条（保険）

会員は、入会、継続と同時にスポーツ安全保険に加入する。保険有効期間は加入した翌日から3月 31日までである。また、毎年保険は更新し、保険代は会員負担とする。

#### 第11条（責任）

当スクールの諸規則やコーチの指示に従わないで起きた事故、盗難について、当スクールは賠償 しない。障害事故の場合における補償および責任は、加入する保険の約定通りとする。

#### 第12条（規約の改正）

本規約は随時改定することができる。

#### 第13条（発効）

本規約は2020年4月1日より発効する。